

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 広報課

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	<p>(10) テレビ放送委託（金額の妥当性の検証）について（意見）</p> <p>テレビ番組「手話タイム・プラスワン」の電波料および制作料については、放送の時間帯や放送時間、制作内容等によって異なり、金額の妥当性について検証が難しいことは事実であるが、県自ら、部局横断的にその内訳を検証することや、できる限り、他の都道府県の情報収集等を行い、その比較を実施することによって、県自ら電波料、制作料の金額の水準を検証すべきである。</p>	<p>テレビ番組「手話タイム・プラスワン」の電波料および制作料について、庁内部局および類似の番組を制作している府県と比較したところ、次のとおりであった。</p> <p>1 庁内部局との比較</p> <p>類似している議会事務局所管の議会広報放送委託と比較すると、電波料については、1分当たり費用が「手話タイム・プラスワン」が13,333円(10分番組)に対し、議会広報が13,133円(55分番組)と14,483円(30分番組)であり、概ね同水準である。制作料についても、リポーターや司会の有無など番組によって内容が異なるため比較できない項目があるものの、プロデューサー等の人物費や設備の使用料など、共通した項目の単価は同額である。</p> <p>2 他府県との比較</p> <p>電波料については、視聴世帯数や放送時間帯、電波障害物の有無、競争状況などにより決定されるものであり、条件の異なる放送局間で単純に比較できるものではないが、（一社）日本広告業協会の「放送広告料金表2017」における10分番組の電波料について比較したところ、近隣放送局において最安値となっている。</p> <p>制作料については、平成30年7月に各都道府県に対してテレビ広報に関する調査を行った。スタジオ収録で手話通訳があるもののうち制作料がわかるのは、本県を含めて4番組あり、1分当たりの制作料は本県が29,444円であるのに対し、他県は38,633円から53,625円の間となっており、同種の番組としては最も安価となっている。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 広報課

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	<p>(11) テレビ放送委託（委託の効果の検証）について（意見）</p> <p>テレビ番組「手話タイム・プラスワン」の事業目的に沿った効果を上げているか否かを検証し、その結果を踏まえ、効果的な事業実施方法を継続的に検討していくことが必要である。</p> <p>有効な効果指標を設定し、その検証を行い、受託者と連携しながら、次年度の事業実施方法を改善していくといった継続的な仕組みを構築すべきである。</p>	<p>本事業の効果を確認するため、県ろうあ協会の協力の下、平成30年6月に催事を活用して聴覚障害者の方にアンケートを実施したところ、8割近くが番組を「知っている」と回答し、「見ている」との回答が6割を超えた。</p> <p>今後とも、関係団体や県立聴覚障害者センター等と連携して、引き続きニーズを把握し、より効果的な事業実施に努める。</p> <p><アンケート結果> 回答件数 74件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番組を知っていると回答 : 56件 (76%) ・見ていると回答 : 46件 (62%) ・分かりやすいと回答 : 34件 (見ていると回答した方のうち74%) ・放送内容の希望：手話講座、ろうあ活動の内容、現在のままを希望 等 ・他意見：見損ねてもインターネットで見られるので助かる 等

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 防災危機管理局

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	<p>(12・13) 防災ヘリコプター運航委託（金額の妥当性）について（意見）</p> <p>燃料費については、当初契約時に設定した燃料単価に、毎月の実績使用量を乗じて受託者へ精算しているが、月々の燃料単価や使用量にバラつきがあるため、使用量だけではなく燃料単価についても実績で精算すべきである。</p> <p>操縦士・整備士等の人工費については、同業他社と比較したうえで検証すべきである。また、施設費用については、受託者から報告されている他のヘリポートとの比較をもとに検証しているのみであるので、その裏付けを確認したうえで、妥当性を判断すべきである。</p>	<p>燃料費については、平成30年度から、燃料単価についても実績を反映できるよう、過去3か月の平均単価をもって、毎月の燃料費を精算するよう改善し、契約書および仕様書に明記した。</p> <p>操縦士・整備士の人工費については、平成30年度に他の民間会社に委託している県の状況を調査したところ、概ね同水準であった。</p> <p>また、施設費用の賃料については、他のヘリポートでの格納庫入居募集をしている事例や本県と同様に民間の施設等を賃借している他県の事例を確認し、委託金額は妥当と判断した。</p>
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	<p>(14) 防災ヘリコプター運航委託（管理費の根拠の明確化）について（意見）</p> <p>地下タンク使用及び管理費、給油管理費は現場における品質管理や点検等にかかる経費が計上されているとのことであるが、その内訳や実績金額は明確ではなかったので、受託者に地下タンク使用及び管理費、給油管理費と営業経費（管理費）15%部分についてのより詳細な説明や実績を求めるとともに、必要に応じ、その積算方法についての見直しを検討すべきである。</p>	<p>「地下タンク使用及び管理費」および「給油管理費」について、受託業者に対し、ただちに、その内容、金額の明細を求めたところ、「地下タンク使用及び管理費」は、地下タンク設備償却費、燃料品質点検費、水分検査費、フィルタ一部品交換費など、また、「給油管理費」は、燃料の給油に必要な危険物取扱免許の有資格者を配置する経費であり、営業経費と併せて、いずれも必要な経費と判断した。</p> <p>今後とも、積算内容が明確になるよう必要な検証を行う。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 防災危機管理局

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	<p>(15) 消防統計電子計算処理業務委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>国の委託先と同一であっても、県として金額や業務の詳細についてモニタリングすることは必要である。今後は見積書や請求書の内訳を入手した上で委託金額の適正性を検討し、積算に反映させるべきである。</p>	平成30年度からは、見積書および請求書において、単価や項目内訳を明確にするよう求め、委託金額の適正性について検討を行うとともに、積算に反映させている。
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	<p>(16) LPガス保安対策事業委託（実績検証の適切な実施）について（意見）</p> <p>積算時と精算時の経費の内訳が大きく乖離していることから、諸経費にかかる項目を整理・明確化して設計するとともに、実績検証を適切に実施すべきである。</p>	平成30年度からは、設計書において、過去の実績を踏まえ、積算時の諸経費項目を整理するとともに、精算時には項目ごとに実績検証を行っている。

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 防災危機管理局

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	<p>(17) 滋賀県危機管理センター階段通路誘導灯交換業務委託（金額の妥当性の検証）について（意見）</p> <p>階段通路誘導灯等の物品代が委託金額の7割以上を占めているが、これらの項目の単価について、同業他社の単価実績等も比較・検討したうえで、委託金額の妥当性を慎重に判断すべきである。</p>	<p>当該業務委託は、消耗品の交換を行ったものであり、危機管理センター新築電気設備（電力）工事請負契約において設定された2年間の瑕疵担保期間において電気設備の管理を一體的に行うため、施工業者と随意契約したものである。</p> <p>今後同様の業務を行う際には、一般競争入札もしくは、オープンカウンタにより契約することとする。</p>
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	<p>(18) 給排水設備保守点検業務委託（金額の妥当性の検証）について（意見）</p> <p>当該保守点検業務に係る費用は、作業員の作業時間と単価、諸経費に分解できると考えられるが、県の積算書や受託業者からの完了報告書・請求書からは、その情報が得られない。実績工数把握等により積算工数と比較・分析を行い、その結果を翌年度以降の積算に反映させることなど、契約金額の妥当性を検証すべきである。</p>	<p>当該給排水設備は、防災井戸のろ過装置、中水処理設備、緊急貯留槽などからなる特殊な水処理設備であるため、危機管理センター竣工後初の保守点検となる平成28年度は、受託者の見積りを参考に積算を行った。</p> <p>平成29年度以降は、作業実績（作業工程・人数）に基づく工数を用いて積算を行っている。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 防災危機管理局

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	<p>(20) 原子力防災ネットワーク等保守・運用支援業務委託（契約と業務内容の整合性）について（指摘）</p> <p>契約書には訓練の際に業者の立会が明記されており、立会に係る人件費等が100万円程含まれている。県は、代替として訓練実施の前日付近に点検を行うことで、訓練時の運用に支障が無いようしているとのことだが、契約書の内容と整合が取れず、契約変更を行っていないため支出の根拠が不透明となっている。</p> <p>今後は、契約書と実際の業務内容を整合させ、支出の根拠を明確にすべきである。</p>	<p>平成29年度は、平成30年1月31日および2月1日に実施した訓練時（本部事務局運営訓練および緊急時モニタリング訓練）に立会を求め、契約書に記載のとおり業務を実施した。</p> <p>また、平成30年7月1日に契約締結した「滋賀県原子力防災ネットワークシステム設置等業務委託および保守点検等業務委託」の中でも訓練時に立会を求めるにしており、今後も契約書に記載のとおり業務を実施する。</p>

平成29年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 防災危機管理局

項目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
委託契約に関する財務事務の執行について（個別監査結果）	<p>(19・21) 原子力防災ネットワーク等保守・運用支援業務委託（契約形態の移行検討と業務完了報告書の様式）について（意見）</p> <p>当該システムは一般的なシステムとは異なる部分もあるが、国内唯一の特殊なものとはいえないため、特殊性のある部分とそれ以外を切り分けた上で業者の選定を行うなどの工夫をしたり、本システムの設置および運用等業務を一式で長期的なコストを勘案した契約形態に選択するなど、より競争性の働く契約形態への移行を検討すべきである。</p> <p>また、業務完了報告書について、仕様書に明示された様式で受領する定めになっているにも関わらず、先方の様式で受領していた。先方の様式であっても実質的に記載項目はおおむね網羅されていたものの、今後は仕様書に明示された様式で受領することを徹底すべきである。</p>	<p>平成30年度の当該ネットワーク設備の全更新の際に、システムの設置等業務と、保守・運用支援業務をあわせて、一般競争入札により執行した。</p> <p>また、業務完了報告書については、平成29年度以降、仕様書で明示した様式で受領するよう是正している。</p>